

おかやま食育推進協賛事業要領

1 趣 旨

食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を送ることができる人づくりのための「食育」を推進することがますます重要となっています。

「食育」をより一層推進していくためには、県民の積極的な参加を得て、関係者の協働により、様々な食育推進のための活動が広く行われ、定着することが求められています。

こうした趣旨から、地域活動を行っている各種の団体や、学校、企業、市町村等が行う様々な事業のうち、食育推進の目的に沿って実施される協賛事業（以下「協賛事業」といいます。）を募集することにしました。

2 協賛事業の要件

協賛事業は、次の要件を満たす事業とします。

(1) 事業主体について

事業主体は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- ア 団体
- イ 学校等
- ウ 県及び市町村（公社、公団等を含む。）
- エ 企業
- オ 公益法人（宗教法人を除く。）
- カ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- キ その他、上記各号に準ずる団体等

(2) 事業内容について

事業内容は次の各号すべてに合うものとします。

- ア 食育推進に役立つもの
- イ 事業が一般の人に公開されるもの
- ウ 政治的・宗教的目的を有しないもの
- エ 営利を主たる目的としないもの
- オ 活動を行うに当たっては、事故防止対策、公衆衛生対策などに十分な措置が講ぜられているもの

3 協賛事業の認定申請

協賛事業の認定を受けようとする者は、当該事業が実施される期日の2週間前までに、「おかやま食育推進協賛事業 申請用紙」（様式第1号）を岡山県食の安全・食育推進協議会（事務局：岡山県保健医療部健康推進課。以下「協議会」といいます。）に提出してください。

4 協賛事業の認定

申請された事業内容について審査し、要件を満たす場合には、協議会は協賛事業として認定し、申請者に文書でお知らせします。

5 協賛事業の表示

認定された事業は、協議会認定の協賛事業として表示することができます。

6 実施報告

協賛事業を実施した者は当該事業の終了後、1か月以内に「おかやま食育推進協賛事業 実施報告書」（様式第2号）を協議会に提出してください。

7 顕彰

提出された実施報告書のうち、食育の推進に大きく寄与する先駆的な取り組みや食育の推進活動が広く行われ、定着するために模範となるような事例については、岡山県のホームページに掲載することにより、活動を広く紹介し、各地域における食育推進についての協働の輪を広げていくこととしています。

(様式第1号)

おokayama食育推進協賛事業 申請用紙

事業の名称			
事業主体			
期日または期間		開催場所	
関係者数	人	プレス発	有
参加者見込み数	人	表の希望	・ 無
事業内容	(事業に係る予算書を添付してください)		
代表者 (連絡先)	住所 〒 フリガナ 氏名	TEL	()
	勤務先 TEL	()	

岡山県食の安全・食育推進協議会長 様

令和 年 月 日

(申請者住所)

(申請者氏名)

(様式第2号)

おokayama食育推進協賛事業実施報告書

令和 年 月 日第 号で認定された食育推進協賛事業について、
別紙のとおり終了しましたので報告します。

岡山県食の安全・食育推進協議会長 様

令和 年 月 日

(報告者住所)

(報告者氏名)

事業名			
実施日		関係機関 (団体)数	
実施時間		関係者数	人
会場名		参加者数	人
事業の実施内容			
<p>※ポスター、配付資料、その他印刷物、記録写真など、当日の状況がわかり、認定された岡山県食育推進活動であることが表示されている資料を必ず実施内容に記載し電子媒体で報告ください。(A4サイズ1枚以内)</p>			